

集合動産譲渡担保・集合債権譲渡担保の効力

― 設定者の処分権限と補充義務 ―

立教大学教授 藤澤治奈

本報告は、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（以下「法」という。）42条に規定された集合動産譲渡担保権設定者の処分権限の根拠およびその範囲について分析することを目的とする。また、法43条・54条1項にもとづく集合動産譲渡担保権・集合債権譲渡担保権の設定者の補充義務の内容および範囲についても検討する。

法6条は、譲渡担保権設定者は、譲渡担保権の負担のついた状態で譲渡担保財産を第三者に譲渡することができる旨を規定している。この例外として、法42条1項本文は、集合動産譲渡担保においては、設定者が、譲渡担保権の負担のない状態で譲渡担保動産を処分することができることを規定している。では、なぜ、集合動産譲渡担保について、このような例外規定が設けられたのか。この点については、「集合物」という物の特質にその根拠を求める考え方や、当事者の合理的な意思の推測にもとづくデフォルトルールであるとの考え方がありうる。どのような考え方を採るのかは、同条2項の「別段の定め」が許容される範囲等、いくつかの解釈論に関係する。

上記の集合動産譲渡担保権設定者の処分権限は、設定者が「集合動産譲渡担保権者を害することを知って」処分をする場合には認められない（法42条1項ただし書）。この規定は、譲渡担保法制定前の判例（最判平成18年7月20日民集60巻6号2499頁）において示された「設定者には、その通常の営業の範囲内で、譲渡担保の目的を構成する動産を処分する権限が付与されて」いるというルールを具体化したものであり、従来の実務を変更しようとするものではないと説明されている。とはいえ、文言上は原則と例外が逆転しているようにもみえ、また、「害することを知ってした処分」という文言も抽象的なものであり、解釈の必要がある。

この問題に関係するのが、同法43条に規定された設定者の補充義務である。同条は、設定者が「特定範囲所属動産の一体としての価値を、集合動産譲渡担保権者を害しないと認められる範囲を超えて減少することのないように維持しなければならない」と定めている。設定者が同条の補充義務を尽くせない場合、そのことが、法42条1項の処分の可否に影響を与えるか否かを検討する。

また、法43条は、「正当な理由がある場合」には設定者が補充義務を負わない旨を規定している。この規定は、集合債権譲渡担保に関する法54条1項において準用されており、集合動産・集合債権の場合に共通するルールとなっている。どのような事由が「正当な理由」にあたるのかについては、類型的な分析が必要であると解されるが、特に問題となるのは、設定者の資力が悪化した場面である。その延長線上に、設定者につき倒産手続が開始した場面もある。これらの場面における補充義務の有無および内容を分析したい。